

山県市庁舎ほか28施設の電力調達

入札説明書

第1章 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の資格要件

本事業の入札に参加する者に必要な資格は、次の要件をすべて満たし、山県市長の参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 入札日現在において山県市又は国若しくは他の地方公共団体から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て又は通告を受けていない者。
- (6) 会社更生法第 17 条の更生手続開始の申立てをしている者、民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 山県市を供給区域とする一般送配電事業者との接続供給契約を締結している者であること。
- (9) この広告の日から過去 2 年間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人に対する電気の供給に係る履行実績が 2 件以上あること。
- (10) 山県市の入札参加資格者名簿（物品・役務）に業者登録されている者又は本入札参加に係る申請受付期間期日までに登録を得る見込みの者であること。

第2章 入札及び契約の手続き等

1 仕様書の閲覧・配布

(1) 閲覧・配布場所

山県市ホームページからダウンロードすること。なお、ホームページにより難い場合は事業担当課にて配布するので、事前に電話連絡のうえ受け取ること。

事業担当課

岐阜県山県市高木 1000 番地 1
山県市役所 総務課 管財・生活安全係
TEL 0581-22-6820
FAX 0581-27-2075
メールアドレス somu@city.gifu-yamagata.lg.jp

(2) 閲覧・配布期間

公告日の9時から令和8年2月18日（水）16時までとする。なお、配布を希望する場合は期間内の土曜日・日曜日・国民の祝日を除く平日の9時から17時までとする。

2 入札参加申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申請書（別記様式1）及び入札参加申請の関係資料（別記様式2及び別記様式3）を持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）で次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和8年1月23日（金）9時から令和8年2月18日（水）16時までの、土曜日・日曜日・国民の祝日を除く平日の9時から17時までとする。なお、郵送の場合は2月18日（水）16時必着とする。

(2) 提出先（持参又は郵送）

入札担当課
〒501-2192
岐阜県山県市高木 1000 番地 1
山県市役所 総務課 契約担当
TEL 0581-22-6820
FAX 0581-27-2075
メールアドレス keiyaku@city.gifu-yamagata.lg.jp

(3) 申請書及び資料

申請書及び資料は、別記様式1、別記様式2及び別記様式3により作成する。

(4) その他

申請書及び資料の提出は持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）によるものとし、電子メールやFAXでの提出は認めない。

3 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、別記様式8により下記のとおり提出するものとする。

（1）提出期間

令和8年1月23日（金）9時から令和8年2月5日（木）17時までとする。

（2）提出場所

入札担当課（山県市役所 総務課 契約担当）

メールアドレス keiyaku@city.gifu-yamagata.lg.jp

（3）その他

質問書は、電子メールにより提出すること。（利用できない場合のみFAXを認める。）

なお、送信した場合は、入札担当課に電話により受信を確認すること。

（4）質問回答

質問があった場合は、その回答は下記のとおり本市ホームページに掲載する。入札参加者は、質問提出の有無にかかわらず当該質問回答書を必ず閲覧すること。なお、質問がなかった場合は掲載しない。

ア 閲覧期間

令和8年2月12日（水）正午からとする。

イ 公表場所

山県市ホームページ

4 入札の辞退等

入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札を辞退する場合は書面（別記様式7）により行うものとする。この場合は、辞退する者の氏名又は名称を記載した書面に代表者印を押印し、令和8年2月25日（水）17時までに持参または郵送で提出するものとする。

5 入札書等の提出等

入札書（別記様式9）、入札金額算定書（別記様式10）及び算定書一覧表（別記様式11）は、郵送にて提出するものとする。持参および電子メール等での提出は認めない。

（1）提出期間

令和8年2月19日（木）9時から令和8年2月26日（木）16時までとする。

（2）入札書等の提出先

入札担当課（山県市役所 総務課 契約担当）

(3) 入札書類の提出に関する注意事項

封筒の記載は、「外・内封筒記載例」のとおりとする。なお、次のいずれかによらない入札書は、無効となる場合がある。

- ① 封筒は、外封筒（郵送用）と内封筒（入札書等の封入用）の二重封筒とする。
- ②各封筒に、必要事項を記載（外封筒には「入札書在中」と朱書き）する。
- ③外封筒を、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、提出先へ郵送するものとする。

(4) 入札金額算定書及び算定書一覧表の注意事項

入札の際には、入札書に記載される入札金額に対応した入札金額算定書及び算定書一覧表（以下、算定書等と呼ぶ）を、必ず提出すること。なお、算定書等の提出がない場合は、その入札を無効とする。

ア 算定書等が次のいずれかに該当する者の入札については、無効とする場合がある。

- ① 算定書等の合計金額と入札額が一致していないもの
- ② 記載すべき項目を満たしていないもの
- ③ 一括値引きや端数処理等の経費の根拠が不明確な記載があるもの
- ④ その他不備があるもの

イ 算定書等は返却しない。

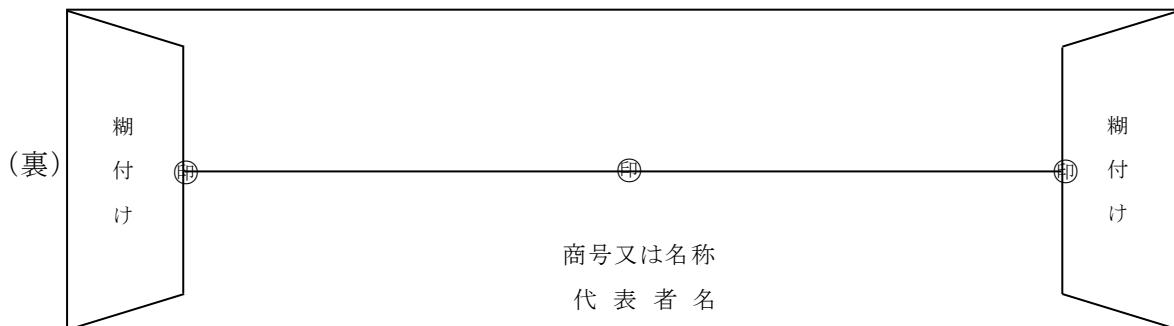
ウ 算定書等は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) その他

令和8年2月26日（木）16時までに入札書が未着の場合、その責任は入札参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとする。

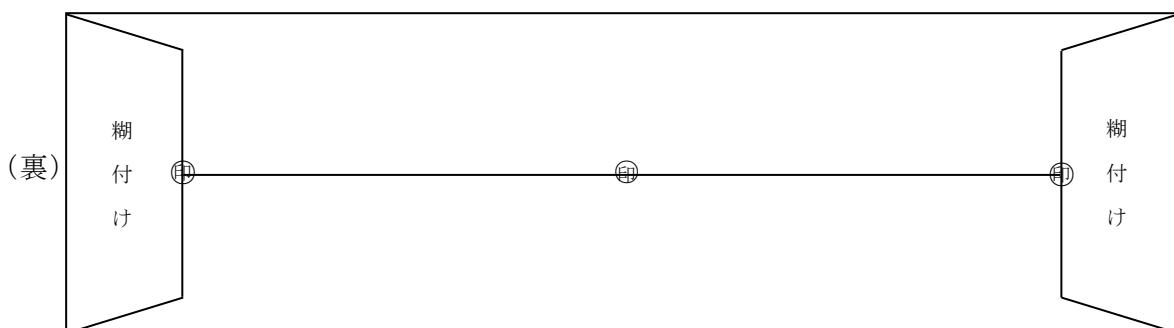
【外封筒記載例】

〒501-2192	書 留
岐阜県山県市高木 1000 番地 1	
山県市役所 総務課 入札担当 宛	
(表)	
入札書在中	
<u>業務名 山県市庁舎ほか 28 施設の電力調達</u>	



【内封筒記載例】

入札書
<u>業務名 山県市庁舎ほか 28 施設の電力調達</u>
(表)
商号又は名称
代表者名



※会社名等は、ゴム印の押印でも構わない。

※縦書き、横書きは問わない。

※必要事項の記入がされていれば、どのような封筒でも構わない。

6 入札の留意事項入札書に記載する入札金額

(1) 入札書に記載する入札金額

入札書に記載する金額は、(2) の方法により見積もりした「電気料金総価」とする。(消費税及び地方消費税相当分を含む)

(2) 電気料金総価

「電気料金総価」とは、別に指定する購入品及び数量を調達する役務に要する一切の諸経費を含めた額とし、仕様書の別紙により本市が掲示する予定契約電力及び予定使用電力量に対して、各入札参加者が設定する契約電力に対する基本料金単価及び使用電力量に対する電力量料金単価により算出した金額の合計である。ただし、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は加算しないものとする。

(3) 入札金額算定書

入札書には、入札金額の算出基礎が確認できるように、入札書の別紙として、別に定める入札金額算定書を添付すること。なお、入札金額算定書は、入札書に使用する印鑑で割印を行うこと。

(4) 一度提出した入札書は、これを書換え、引替え又は撤回をすることはできない。

(5) その他入札執行については、地方自治体（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治体施行令及び山県市契約規則（平成 15 年山県市規則第 44 号）等に定めるところにより。

7 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができるものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない山県市職員を立ち合わせて開札を行う。

8 入札の無効

入札公告に示した参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札者の資格を有しない者が入札をしたとき。
- イ 入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。
- ウ 入札書に記名押印のないとき、又は記載内容が明らかでないとき。
- エ 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
- オ 入札者が同一事項に対し、2 以上の入札をしたとき。
- カ 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- キ 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。
- ク 上記のほか、契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

9 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これ

を中止する。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

10 落札候補者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者を落札候補者として決定し、落札者の決定は保留する。

落札候補者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。この場合、当該入札事務に関係のない山県市職員にこれに代わってくじを引かせ落札候補者を決定する。

落札候補者から提出された申請書類の審査を行い、審査の結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、予定価格の制限の範囲内で次に入札価格の低い者を新たに落札候補者とし、電話連絡により申請書類の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順に同様の手続きを行うものとする。

11 入札参加資格要件確認申請書等の提出

開札後、落札候補者となった入札参加者に、入札参加資格の確認を行うため、電話連絡等により事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（以下、「申請書」という。）（別記様式4）及び関係書類の提出を求めることがある。この場合、落札候補者は、提出の求めのあった日の翌日から起算して3日（山県市の休日を定める条例（平成15年山県市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に提出しなければならない。

なお、提出書類のみで判断できない場合は、内容の確認及び追加資料の提出を求めることがある。また、提出された申請書等は、申請者に返却しない。

（1）提出場所

入札担当課（山県市役所 総務課 契約担当）

（2）提出書類

- ①安定供給確約書（別記様式5）
- ②電気供給契約履行証明書（別記様式6）
- ③山県市を供給区域とする一般送配電事業者との接続供給契約書の写し

（3）申請書及び関係資料の提出部数

1部

（4）その他

申請書等の提出は、原則として提出場所へ持参するものとする。なお、この場合、提出時間は土曜日・日曜日・国民の祝日を除く平日の9時から17時までとする。

12 落札に関する通知

落札者を決定した場合は、落札者に電話連絡を行うとともに、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格審査結果調書により通知するものとする。落札者以外の入札参加者に

については、入札結果の公表をもって落札決定の通知とする。

入札参加資格要件を満たしていないと確認した者については、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適格通知書を送付するものとする。

13 入札保証金及び契約保証金

免除

14 契約締結に関する事項

- (1) 落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (2) 落札者が、特別の理由もなく落札者決定の日から原則として1週間以内に契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。

15 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は、日本国通貨とする。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載をした場合は、参加資格停止等措置要領に基づき資格停止の措置の対象となることがある。
- (3) その他不明な点は、入札担当課に照会すること。